

文化庁月報

No.401

2002年2月号

CONTENTS

4

新長官の挨拶

文化庁長官就任にあたって

文化庁長官 河合隼雄

特集

文化芸術振興基本法

〔提言〕

新世紀の文化芸術の振興に向けて

高塩 至（政策課長）

〔論文〕

文化芸術の大輪の花を咲かせたい

文化芸術振興基本法の制定に当たって

斉藤斗志二

「文化芸術振興基本法」の制定

野村 萬

〔資料〕

文化芸術振興基本法案に対する附帯決議

政策課

主な国会審議の概要

政策課

今月の表紙

「預言者のカンクータ」版画

岩切裕子／作

新国立劇場スボットライト／45

三月の国立劇場／46

芸術文化振興基金ニュース／47

3月号予告／編集後記／48

ACA NEWS

- 平成13年 春・秋の褒章・叙勲受章者が決定…32
- 平成13年度 地域文化功労者 決定…35
- 平成13年度 文化関係者文部科学大臣表彰
表彰者決定…38
- 平成13年度 文化庁長官表彰 表彰者決定…38
- 平成14年度税制改正(文化芸術関係)
について…40

イベント案内

- 東京国立博物館
第2回寄贈者顕彰特別展 没後30周年
松永耳庵コレクション展…42
- 京都国立近代美術館
銅版画の巨匠 長谷川潔展…43
- 京都国立博物館
没後500年特別展 雪舟…44

連載

- Cross Road…19
土佐信道さん(明和電機・アートユニット)
- ことばの万華鏡⑨…水谷 修・22
国境で言語を考える時代ではなくなる
- 文化の現場から⑩
記念物課、遺跡・掘り屋の自己紹介…岡村道雄・23
- まちに活かすミュージアム⑩…嶋崎 丞・24
地域博物館の課題と展望
- キーワード事典・アートマネジメント⑩…小林真理・26
エデュケーション・プログラム
- 保存修理の社会学・2⑤…後藤 治・28
文化財の保存活用は市民の手で
- 日本の伝統美と技を守る人々―選定保存技術保持者編⑩…30
前田友一・北村謙一さん

新世紀の文化芸術の振興に向けて



文化庁長官官房政策課長

高塩 至

昨年の第一五三回臨時国会において、「文化芸術振興基本法」が議員立法として提出され、十一月三〇日に成立し、十二月七日に公布、施行されました。

本法は、文化芸術関係者から長い間要望されてきたものであり、文化芸術への国民のニーズが高まっている今日、文化芸術の振興の基本となる法律が制定されたことは、今後の我が国の文化芸術の発展に大いに資することになるものと考えます。

文化庁では、昨年四月、文化審議会に対して「文化を大切にする社会の構築について」の諮問を行い、精力的な御審議の結果、去る一月二四日に中間まとめ（文化を大切にする社会の構築について）一人一人が心豊かに生きる社会を目指して）を取りまとめたいただきました。

平成一四年度予算案におきましては、文化庁予算として九八五億円を計上し、昨年度に比べて七六億円、八・三％増の充実を図っております。その中で、新たに「文化芸術創造プラン」として、オペ

ラ、オーケストラ、バレエ、演劇、映画、伝統芸能等のトップレベルの団体が行う公演等への重点支援、舞台芸術の国際フェスティバルの開催、優れた芸術の国際交流、新進芸術家の海外留学・国内研修への支援、こどもの文化芸術体験活動の推進などを実施することとしています。

また、引き続き伝統文化・文化財の活用と次世代への継承、文化振興のための基盤整備などを図ることとしております。

税制についても、（社）企業メセナ協会を通じた文化芸術関係団体等への個人や企業からの寄付について、寄付の対象となる活動の範囲等を拡大し、文化芸術活動への寄付をしやすくなるような措置が講じられることとなっています。

今後とも、文化芸術振興基本法の趣旨に基づき、広く国民の方々の意見を十分聞きつつ、文化芸術の振興に向けた取り組みの充実に努めてまいります。

文化芸術の大輪の花を咲かせたい

～文化芸術振興基本法の制定に当たって～



衆議院議員（音楽議員連盟事務局長）

斉藤斗志二

文化芸術関係者の長年の念願でありました「文化芸術振興基本法」が二一世紀の始まりの年に、多くの方々御理解とお力添えをいただき、成立させることができましたことを大変喜ばしく思います。

法律の検討過程において、芸術家や文化芸術団体をはじめ多くの方々から、貴重な御意見や御示唆を賜り、誠にありがとうございました。本紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

これまで、我が国では、文化芸術の分野においては、文化財保護法や著作権法など個別の事項に対する法律はありましたが、文化芸術全般にわたる法律がなく、従来から文化芸術関係者の間で、文化芸術の振興のための基本的な法律の制定が必要であることがいわれてまいりました。

我が国の現状をみますと、経済的な豊かさは一応達成されたものの、心の豊かさを実感できるようになっていないと考えます。人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で、文化芸術は極めて重要な意義を持ってい

ます。

しかしながら、我が国において、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備や環境の形成は十分とは言えない。文化芸術関係予算をみても国家予算に占める比率は、平成一四年度で〇・一二％にすぎず、フランスの〇・九四％（平成一一年度）に比べれば約十分の一という水準にあります。

これは、これまで行政全体における文化芸術の振興への取り組みが必ずしも十分ではなかったことのあらわれであり、また、国民も、文化芸術への理解や関心が十分ではなかったといえると思います。

このようなことから、超党派の国会議員から成る「音楽議員連盟」において、文化芸術を振興するためには、まず、そのための基本的な法律の制定が必要であるとの認識の下に、長い間議論を行ってきました。また、各党においても、それぞれの立場で、文化芸術関係者や有識者の方々からの御意見も伺いながら精力的な検討を行い、さらに、それらを踏まえ

て、党派を超えて関係議員が一同に集まり、熱心な議論をしてまいりました。

このような議論の結果が「文化芸術振興基本法案」として結実し、自由民主党、民主党、公明党、保守党及び社会民主党の国会議員一六人の共同提案により、昨年十一月一六日に国会へ提出されました。

本法律案は、十一月二日に衆議院文部科学委員会で審議、可決、翌二二日に同本会議で可決、同月二九日に参議院文教科学委員会でも審議、可決、翌三〇日に参議院本会議で可決され、成立し、十二月七日に公布、施行されました。

本法律は、今後の社会において、文化芸術の持つ意義や価値がより大きな役割を果たすことにかんがみ、人々が文化芸術を享受し、その創造に参加し、文化的な環境の中で生きる喜びを見いだしているような社会をつくることを目指すものであります。そのため、我が国において、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承・発展させるとともに、独創的で新たな文化芸術を生み出すため、文

化芸術活動を行う者の自主性や創造性の尊重をしつつ、文化芸術の振興に関する施策を積極的に推進しようとするものであります。本法律は、単なる「基本法」ではなく、文化芸術のあらゆる分野を幅広く振興していくための内容を盛り込んだ「振興基本法」であり、この法律を基に、文化芸術予算の拡充や、文化芸術団体への寄付促進のための税制上の措置などが図られることが強く期待されます。

進して、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを定めています。

第二条は、文化芸術の振興に当たつての基本理念として八項目を定めています。具体的には、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性の十分な尊重や、その地位の向上、国民の鑑賞・参加・創造のための環境整備、多様な文化芸術の保護及び発展、各地域の特色ある文化芸術の発展、我が国の文化芸術の世界への発信、国民の意見の反映などが定められています。

冒頭に、文化芸術の意義と役割、文化芸術の振興の必要性及び本法律を制定する趣旨について、前文を置いています。

第三条及び第四条は、文化芸術の振興に関する国及び地方公共団体の責務について、第六条は、政府が文化芸術の振興に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上その他の措置を講じなければならないことを定めております。

第一条は、本法律の目的であり、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動を促

第七条では、政府が文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための基本方針を定めることとしています。基本方針は、文部科学大臣が芸術家や有識

者等で構成される文化審議会の意見を聴いて案を作成するものとされています。

第三章の「文化芸術の振興に関する基本的施策」では、各分野の芸術文化の振興、地域文化の振興、国際文化交流、芸術家の養成・確保、著作権の保護及び利用、国民の鑑賞機会の充実、劇場・音楽堂の充実、民間の支援活動の活性化、政策形成への民意の反映などについて具体的な施策の例示をあげて規定しています。これらの規定は、我が国の文化芸術の振興のために必要な基本施策について、将来も見据えて、広範にわたり規定したものであり、他の基本法には見受けられない本法律の特色となっています。

なお、国会の審議の中で、第八条以下の各条において、文化芸術の分野が例示されていることで、例示の有無でその施策に差異が生ずるのではないかと懸念が示されましたが、そういうことはありません。例示は、あくまでも各条の内容をわかりやすくするためであり、例示に挙がっていない分野も、当然、本法律に

よる施策の対象となりますし、また、例示されている分野と例示されていない分野との間に差を設けたり、例示されている分野について優先的に取り扱うといったこともありませんので、御理解を賜りたいと思います。

このように本法律は、今後の文化芸術の振興の理念と方向を示しつつ、多くの内容を盛り込んだものになっていますが、私は、この法律は我が国の文化芸術の振興のための第一歩であると考えています。本法律が大きな力となり、政府全体で文化芸術の振興に取り組むための基盤がつけられ、文化芸術の振興のための予算の拡充や税制措置の拡大などの施策の進展が図られ、社会全体で文化芸術を大切にする機運が醸成されることを大いに期待しています。

先日、文化庁から、平成一四年度予算案において、文化芸術予算の拡充と文化芸術に関する税制の充実が図られると伺ったところであり、早速、本法律の効果

があらわれたものとして大変嬉しく思います。

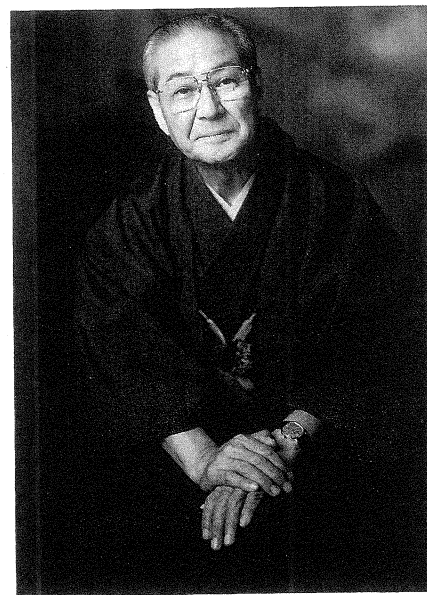
今後とも、皆様方の御意見や御要望を十分承りながら、文化芸術を担う方々が、その活動に打ち込めるような環境の整備と、文化芸術を大切に作る社会づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きの御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

「文化芸術振興基本法」の制定

社団法人日本芸能実演家団体協議会会長

野村 萬

芸能実演家の悲願ともいうべき、年来の懸案「文化芸術振興基本法」が、昨年十一月三〇日、第一五三回臨時国会において成立を見、十二月七日公布、即日施行の運びとなりましたことは、私たちのこの上もなき喜びとするところであり、まさに我が国文化芸術の歴史に時代を画するものであります。先ずもって、成立に至るまで御尽力を戴いた御関係各位の御卓見に敬意を表し、御努力に深甚の謝



写真：海田 悠

意を表明いたします。

芸能実演家団体六一団体、傘下におよそ六万一〇〇〇名を擁する芸団協の、文化振興に関する基本的法制の整備に対する組織的取り組みは、遠く一七年前に遡ります。文化庁の「文化行政長期総合計画」の御提言（昭和五二年）や、大平総理の委嘱になる「政策研究会・文化の時代研究グループ」の御報告（昭和五五年）などの公的な動きを受け、ユネスコの「芸

術家の地位に関する勧告」に触発された形で、「芸能文化基本法」の案件が、新たに開催された「明日の芸能文化を語る（夏のつどい）」に提出されたのは昭和五九年のことでした。翌年直ちに「芸能文化問題研究委員会・文化政策研究会」の両会を発足させ、広く内外の文化政策に関する資料を収集し、研究に努める傍ら、各方面の意見を徴しつつ我が国の現状分析に努め、平成二年には一步を進めて、基本法提案を目標して具体的研究に着手することとしました。そして同一一年には「芸能基本法委員会」を設置し、昨年五月にようやくにして、「芸術文化基本法（仮称）の制定および関連する法律の整備を」と題し、「創造的な社会の構築を目指すために」とする、実演家からの提言を「中間まとめ」として、公にし得て、広く

論議を喚起し、法制定の実現に向けて集會を催すなど、各方面への働きかけを意欲的に展開するに至ったのであります。折しも、超党派・音楽議員連盟「基本法特別委員会」委員長 斉藤斗志二衆議

院議員）のお取り纏めの御努力になる、法案上程の機運に在り、ヒアリング等を通じて、実演家の立場から、幾つかの問題提起や提言をさせて戴きました。中でも、芸団協が「中間まとめ」において「基本法」の根本として位置づけた二つの理念、即ち、「人々が等しく芸術文化を享受・参加する権利（文化権）を有すること」、そしていま一つ、「芸術家および芸術文化諸活動の担い手が、専門家として活動する条件を整備すること」の両者が、二つながら新法にしっかりと受け止められていることは、私たちの大いに多とするところであります。

しかしながら「基本法」の創設は、これと新たに申し上げるまでもなく、これをもって第一歩とすべきものであります。この法の精神を具現化し、理念を形あるものとして文化芸術の振興を図り、平和でより心豊かな社会の実現を目指すためには、関連諸法規の整備、施策の充実を図らねばなりません。活動を支える人的措置の問題、技術向上のための研修・教

育・育成の問題、芸術文化に携わる者の地位の向上・社会保障の問題、公的助成の問題、税制の問題、大小様々、枚挙に遑なきまでに問題は山積みしております。「基本法」に示された指針のもとに、一つ一つ根気よく取り組んで行かなくてはなりません。私たち実演家は、文化芸術の直接の担い手としてまた専門家として、旧に倍する自覚を持って努力を続ける責任があるものと思えますし、芸団協もまた、「基本法」の理念の浸透を図りつつ、個別法の研究、提案など、より広い場からの協力や助言を得つつ、理念の実現を目指して力を尽くさねばなりません。

今後とも変わらぬお力添えを賜りますよう、御願い申し上げます。

文化芸術振興基本法案 に対する附帯決議

文化庁長官官房政策課

○文化芸術振興基本法案に対する
附帯決議（衆議院文部科学委
員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について配慮をすべきである。

一 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。

二 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。

三 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象

となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。

四 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。

五 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することのないようにすること。

○文化芸術振興基本法案に対する
附帯決議（参議院文教科学委
員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上

の措置等を適切に講ずること。

二 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。

三 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。

四 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することのないようにすること。

五 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を

主な国会審議の概要

文化庁長官官房政策課

文化芸術振興基本法についての国会における主な審議を御紹介いたします。

①第一五三回臨時国会衆議院文部科学委員会（平成十三年十一月二日 水曜日）

○質問者 ……そこで、文化芸術の分野のうち、例示されているものと例示されていないものとの隔たりと申ししますが、

いずれも重要なものばかりでございますので、当然本法の対象となるものでありましょうから、記述にとられずに、文化芸術の振興に関しては、例示されているようにがされていまいが、取り扱いに差異が生じてはならないと考えます。その点、提出者の方の御見解をお尋ねいたしたいと存じます。

○提案者 御案内のように、大変多くの方々が文化芸術に携わっていらっしゃるということ、その中で、御質問の中の例示の問題がございました。八条から十四条までの各条においてそれぞれの文化芸術の例示を挙げているということでございますが、これはあくまでも各条の内容をわかりやすくするためにございまして、すべての文化芸術を網羅した内容であるということをお理解いただきたいと思います。したがって、例示に挙がっていない分野も、当然、本法律案による施策の対象となります。

また、文化芸術の振興のための施策を講ずるに当たりましては、例示されている分野と例示されていない分野との間に

差を設けたり、そういうことはいたしませんし、例示されている分野について優先的に取り扱う、そういったこともいたしません。そのような趣旨でございますので、御理解賜りたいと思います。

○質問者 文化芸術の振興に関する施策を実施していく場合に民意をどうやって反映させていくかという問題でございます。文化芸術の振興に当たっては、基本理念にございますように、文化芸術活動を行う者の自主性や創造性が尊重されること、これは大変重要なことでございます。このため、基本方針の策定に当たっては文化審議会などの御意見を聞いて進めるということ、これは当然でございますが、具体的な施策の実施についても、文化芸術活動を行う者を初め、広く国民の意見を反映させながら公正に行っていくということが必要と考えております。

○提案者 文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することはすべての者にかかわることでございます。御指摘のとおり、広く国民の意見を求めることは大変重要

なことでございます。先生御指摘の、第二条に基本理念として掲げておりますように、広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない、また三十四条に、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映するために特に規定を設けているところでございます。先生御指摘のように、十分民意が反映されて初めてこの基本法に魂が入ると考えております。

○質問者 この法案によって実際に芸術や文化といったものが振興されたとき、それはどういう状況をお考えになられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○提案者 一つ一つ振興することによりまして、芸術家を初め多くの国民によりまして多様な分野の自主的かつ主体的な文化芸術活動が促進ないし活発に行われるようなことが、私は、目指す文化芸術の振興が図られたものになるのではないかとこのように思っているわけでございます。国民一人一人が、文化芸術に参加

し、みずから創造的活動の担い手となっていくような、そんな社会をつくっていききたいというふうに思っております。

○質問者 まず、第一条でこの法律の目的が書いてございます。そして、その中で、文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として総合的な施策の推進を図る、こういうことでございますが、文化芸術に関する活動とは具体的に何を考えるにされるのか。それから、自主的な活動といったものは自由な活動といったものとは異なっているのか。この第二条第三項で言っているところの生まれながらの権利といったものは、むしろ第二条の第一項に書き記すべき、提案者のご見解をお伺いしたいと思っております。

○提案者 まず、文化芸術に関する活動とは何かという御質問でございますが、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またこれを創造する活動であると考えております。

次に、自由な活動について、憲法上の立場から先生がお述べになりましたいわ

ゆる基本的な自由権、自由な活動はその意味で使っております。そして、自主的な活動というののもそれと同義でございますが、本法律案では、先生御指摘のように、芸術家等の主体性を明確にするという意味を込めまして自主的な活動と規定しているところでございますが、自由な活動と同義であると考えております。

○提案者 ただいま、第二条の第三項に生まれながらの権利ということを書いてあることについての御指摘がありました。この「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」ということをうたっておりますのは、まさに御指摘のように、国民がその居住する地域にかかわらずひとしく文化芸術活動を行うことができるような環境整備の必要性、そのことについての理由を述べたものであります。

○質問者 第二条の第八項に「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。」と

○提案者 現在、文化庁には、芸術家や有識者が構成される文化審議会を初め、各施策を推進するために各種の会議が置かれております。その意見を政策形成に反映しているものと承知しているわけでありまして、本法律案の趣旨を踏まえて、文化審議会はもとより、各種の会議においてより多くの意見を聞くための機会を設けたい。また、インターネットも普及しているわけでありまして、インターネットなどを通じて国民の声を聞くための方策を積極的に進めていきたい、そう思っているわけであります。

○質問者 第七条に規定されております、この基本方針をそもそも定めることの意義。もともと文化庁の方で今までも取り組んできたということであれば、それを、

ただこの法律に基づく基本方針としてまた焼き直すだけのことになるのか、あるいはまた、今までとは違ったものなのかから本当につくっていくことになるのか。そしてまた、：実は変更の規定が第五項にありますけれども、一回ぼつきりつくって、これが日本の文化政策の、あるいは芸術振興政策の基本方針ですということになるのか、内閣ごとに定めることになるのか、見直しといったものはどういったときに行うのか。そしてまた、同時に、この方針に基づいた実施状況、こういったものの把握とか、その報告を国会にも、あるいはまた国民に対しても行うことはあるのかどうか。そこら辺について、これは提案者の方に、どういうお考えでこの条文を起草されたのか、お伺いをいたしたいと思います。

○提案者 この基本方針は、政府として文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために策定するものでありまして、この法律に基づき、新たに基本方針が定められることになります。そして、政府全体で文化振興に取り組む基盤がつ

くられることになるわけでございます。：また、基本方針につきましては、文化芸術をめぐる状況の変化に応じて見直しが図られていくべきものと考えております。したがって、一度定められた場合には、ある程度の期間はそれに基づいて具体的施策が実施されていくものと考えております。また、文化芸術の振興施策の実施状況につきましては、政府においても適時適切にその実態を把握いたしまして、公表されていくものと考えております。

○質問者 この法律を見ますと、表現の自由についての明記はございません。文化芸術の基本法であるならば、私は、前文に表現の自由の保障を明記すべきではないのかと考えるものであります。提案者からの御答弁をいただきます。

○提案者 文化芸術活動における表現の自由ということは極めて重要なものだというふうに私も理解をいたしております。我が国の憲法第二十一条で保障されている権利だというふうに考えており

ます。

したがって、本法律案では、前文及び第一条の「目的」におきまして、文化芸術の振興を図る上で重要なポイントとして、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨とする、こういう点を明文で定めております。

また、第二条の「基本理念」におきましても、第一項及び第二項で、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分尊重すること、また第三項では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であること」、さらに第五項で、「多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。」ということが明記をされているわけでございます。そして、このような基本理念の考え方は、この法律のすべての規定の基礎となるものだというふうに御理解いただきたいと思います。かように、この法律案は、表現の自由を直接は明記しておりませんが、文化芸術活動における表現の自由の保障という考え方を十分にあらわしているというふうに思っております。

たいと思います。

○質問者 行政は芸術文化活動にやはり介入してはならない、これは特に権力として介入してはならないというのは、ある面で普遍的な到達点だというふうに思うんですけれども、この問題もやはりきちんとうたうべきだと、それがうたわれない、これは何ゆえに明記されなかったんでしょうか、これも提案者に伺いたいと思います。

○提案者 お答えをいたします。行政が芸術文化活動に介入してはならないということは、もうおっしゃるとおり、これは基本中の基本の考えでなければならぬというふうに思います。：我々としては、言うならば、自主性を尊重するなどの表現を度々使っておりますけれども、これはひっくり返して言えば、自主性を侵してはならないということの表現にも通じるわけでございまして、御指摘の御趣旨は私も全く同感であります。表現上、我々としては、前向きの表現にむしろ統一するというような気持ちであらわしたことを御理解いただければありが

○質問者 第八条以降の例示がずっと入ったということで、このことで逆に、これは国からの介入を招くのではないかと、また新たな差別を生むのではないかという疑念というか、心配が膨らんだかというふうに思っんですね。：なぜ：この振興策の方を選ばれたのかということでございますが、いかがでしょうか。

○提案者 この法案を提出するに当たりまして、現在の文化芸術活動、日本における現状認識について問題であるというふうに考えたわけでございます。文化芸術の現状を見ますと、芸術家等の自主的な活動を促進するための基盤の整備や環境の形成は十分な状態にあるとは言えず、これらへの格段の取り組みが必要だというふうに考えたわけでございますけれども、このことを踏まえまして、本法律案は、文化芸術の振興を図るための基本的な法律として、振興基本法というふうに考えました。したがって、文化芸術活動への支援について、：本法律案のよ

うに、第八条以下の各条文において、文化芸術の各分野に対応して具体的な施策の例示を挙げて、わかりやすく、国が必要な施策を講ずるものという規定の仕方、振興基本法でございますので、そのような仕方があるというふうに考えたわけでございます。

○質問者 やはりこの法案の実施に当たって、この行政の恣意的な評価、本当に招かないのかな、招かないんだということをはっきりさせてほしいし、そして予算を十分にふやして、希望する団体に広く当たるようにする。本当の意味でのこの芸術文化の振興を、本当にすそ野から広げていくということ、やはり公正に行っていくということを強調したいわけでございます。これは提案者に伺います。

○提案者 文化芸術の発展のためには、：トップレベルの文化芸術を引き上げるとともにそのすそ野拡大を図ることの双方が必要である、こういうふうに考えます。そのためには、双方の施策を展開していくためには十分な予算と適正な評価

が必要であると考えます。したがって、今後、予算の拡充ということはぜひやっていかなければならない、このように思います。また、トップレベルの文化芸術の支援につきましては、芸術家や有識者等専門家による適切な評価が求められるものであります。このような観点から文化行政が行われていく必要がある、このように思います。

○質問者 やはり国が芸術文化活動の内容に立ち入ってはならないというか、本来に關与してはならないというのは、この分野では何度も念を押しても押しすぎることがないほど重要な問題だというふうにかんがえているんですね。：こういう国がこの分野でないようには關与しないという仕組みあるいは原則というのは、やはりきちんと確認しておくことが必要ではないのかというふうに思うわけですね。その辺はいかがでしょうか。

○提案者 我々としては、：前文、それから第一条の「目的」、第二条の「基本理念」等に、この芸術活動を行う者、文化

活動を行う者の自主性を尊重する、また創造性を尊重するということを書くことによって、行政の不介入をむしろ明記した、その意味も含まれている、こういうふうに私どもは考えております。

○質問者 名称についてですが、：あえて文化芸術となさつた理由、恐れ入りますが、：端的にお答えいただきたいと思

○提案者 結論から申し上げますと、文化芸術にしました理由につきましては、芸術を中心とする文化として受けとめられる芸術文化ではなくて、それぞれの分野が並立なものとしてとらえられる文化芸術としたわけでございます。

②第一五三回臨時国会 参議院文教科学委員会（平成一三年一月二十九日 木曜日）

○質問者 そういう点で、「文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として」とあるわけですから、効率性を物差しにして公的支援を打ち切

という意味ではないということをお確認したいと思いますが、提案者の方、いかがですか。

○提案者 ただいまの御質問は、基本理念をうたった第二条第四項に触れているのではないかと思っておりますが、我が国において文化芸術活動が活発に行われるような、そういう環境が醸成されること、これは非常に大事だと思っております、結果、我が国の文化芸術の発展、ひいては世界の文化芸術の発展に資することを願っているものでございます。御指摘の効率性を基準等々の関係でございますが、この規定では助成のあり方と関係するものではないと私ども理解をいたしております、多様な文化芸術活動に關して幅広く助成を行っていくということが大事だと考えております。その際、専門的な見地から判断すべきものとは考えておりますが、何よりも大切なことは、より多くの助成が可能となるよう文化芸術予算の充実を図っていくというふうに考えております。

